

水道課からのお知らせ

＜水道の凍結にご注意！＞

寒い日が続きますと、水道管が凍結しやすくなります。
水道管が凍結したり破裂すると、修理に多額の費用がかかります。
凍結を防ぐために、寝る前や外出するときは水抜き栓を操作し水抜きを行ってください。

❄️ 早めに水道の冬じたくを！

一般的に気温がマイナス4度以下になると水道の凍結事故が急に増えてきます。
室内を暖房していても床下は凍結しやすいので冬期間に入る前に床下の換気孔を閉め、冷たい風の侵入を防ぎましょう。

屋外や車庫の水道など、冬期間使用しない水道は早めに水抜きをしてください。

☆水抜きの方法

- (1) ジャコを開ける
- (2) 水抜き栓のレバー・ハンドルを動かす（水抜き栓は、台所やお風呂場の近く、またはトイレの中などにあり、レバー式や手回し式のものが一般的です。）

❄️ 冬期間のメータ検針について

水道メータには、「地上式」と「地下式」の2種類があり、このうち「地下式」については、積雪などでメータが検針できない場合には、原則として直近3か月の使用水量の平均で使用水量を「認定」し、使用料金を徴収させていただき、雪解け後メータが読めるようになった月で精算します。この「認定」に該当されるお宅には、認定開始月のメータ検針時に「認定のお知らせ」で通知します。

◆問合せ 水道課 ☎21-2130



▲▽ 国民年金のお知らせ ▲▽

■国民年金保険料は、納めた全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、「社会保険料控除」としてその年の所得から控除されます。

平成28年1月1日から9月30日までの間に保険料を納めた方については、11月上旬に「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（10月1日から12月31日までの納付見込額を含む）が日本年金機構から送付されています。年末調整または確定申告の際にこの証明書の添付が必要になりますので、大切に保管してください。

なお、平成28年10月1日から12月31日までの間に、今年はいじめて国民年金保険料を納めた方は、翌年2月上旬に証明書が送付されます。

～控除の対象となる保険料～

- ・平成28年1月1日～12月31日までに納めた国民年金保険料（過年度分、追納等の保険料を含む）
- ・本人分および扶養している家族分（配偶者、子ども等）

◆問合せ 町民福祉課 民生年金グループ ☎21-2120

●○ 北海道からのお知らせ ○●

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のために、 年次有給休暇を計画的に活用しよう」

「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成22年6月改定）において、2020年までに「年次有給休暇の取得率を70%までに引き上げる」とした目標が示されています。

また、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）では「企業における労使一体での年次有給休暇の取得向上」が掲げられ、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日閣議決定）では「観光先進国」に向けて、働き方・休み方改革を推進し、年次有給休暇の取得を一層促進する取り組みが求められています。

年次有給休暇を取得しやすい年末年始における連続休暇、来年（来年度）の年次有給休暇の計画的付与などの促進を図りましょう。